

2. インフラ資産

7) 下水道

① 対象施設	
大分類	下水道
中分類	—
対象施設	神陽住宅団地コミュニティ・プラント
② 対策の優先順位の考え方	
個別施設の状態 (劣化・損傷の 状況や要因等)	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は平成8（1996）年に建設され、供用を開始している。施設及び設備・機器等の維持管理は、包括的民間委託により行っており、異常が発見された際には、速やかに適切な処置がなされている。 また、設備・機器等の更新も適宜行っており、適正な状態が保たれている。
当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等	<ul style="list-style-type: none"> 五色町鮎原神陽地区住宅団地の生活排水を処理することで、周囲の環境が保全され、快適な生活が確保されている。 利用戸数 H29：285戸、H30：285戸、R1：285戸
対策の優先順位の考え方	対策の実施に当たっては、適切な維持管理を行いつつ、老朽化が進んだ設備・機器の長寿命化を図る。
③ 個別施設の状態等	
点検・診断によって得られた個別施設の状態等	施設及び設備・機器等については、日々の維持管理及び例年の設備・機械の更新により、健全な状態に保たれている。
個別施設の状態以外の事項	当施設と同様の機能を有している近隣の施設として、五色浄化センターがある。両施設を管渠で接続し、集約化することは地理的・費用的に困難である。
④ 対策内容と実施時期	
<ul style="list-style-type: none"> 今後も適切に維持管理・修繕を行うとともに、大規模改修も行う。 汚泥ポンプ、計装装置、制御盤などの設備・機器の更新及び長寿命化対策を実施する。 	